

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総括表

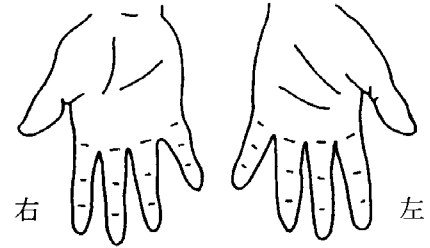
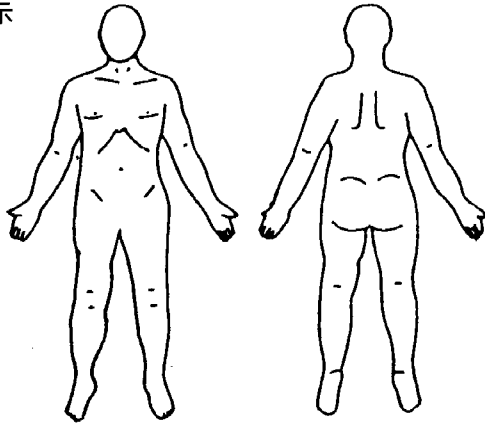
氏名	年	月	日生	男女								
住所												
① 障害名（部位を明記）												
② 原因となった 疾病・外傷名		外傷・疾病 先天性・その他（ ）										
③ 疾病・外傷発生年月日		年	月	日								
④ 参考となる経過・現症（画像診断及び検査所見を含む。）												
		人工関節又は人工骨頭置換術 障害固定又は障害確定（推定）	年	月 日								
			年	月 日								
⑤ 総合所見（再認定の項目も記入）												
[将来再認定 要（軽度化・重度化）・不要] [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]												
⑥ その他参考となる合併症状												
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。												
年 月 日												
病院又は診療所の名称		電話（ ）										
所在地												
診療担当科名		科	医師氏名	印								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見												
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する。 ・該当しない。		障害程度等級についての参考意見 級相当										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">内 訳</td> <td style="width: 50%;">等 級</td> </tr> <tr> <td>上 肢</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>下 肢</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>体 幹</td> <td>級</td> </tr> </table>			内 訳	等 級	上 肢	級	下 肢	級	体 幹	級
内 訳	等 級											
上 肢	級											
下 肢	級											
体 幹	級											
		※ 下肢と体幹の障害が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと										

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入）

- 1 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・あり

参 考 図 示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

（注）関係ない部分は記入不要

動作・活動 ・自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、（ ）の中のものを使う時にはそれに○
 ・左右の別がないものは、共働での評価とする。

寝返りをする		〔はしで〕 食事をする	右
座る （背もたれ、支え）	足を投げ 出して	（スプーン、自助具）	左
	正座、あぐ ら、横座り	コップで水を飲む	右
		シャツを着て脱ぐ〔かぶりシャツ〕	左
いすに腰掛ける		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）〔どのような姿勢でもよい〕	
座位又は臥位より立ち上がる （手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		ブラシで歯を磨く（自助具）	右
			左
家の中の移動 （壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		顔を洗いタオルでふく	
		タオルを絞る	
二階まで階段を上って下りる （手すり、つえ、松葉づえ）		背中を洗う	
		排泄の後始末をする	
屋外を移動する （つえ、松葉づえ、車いす）		公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害（impairment）のレベルで認定されますので（ ）の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。

歩行能力及び起立位の状況（該当するものを○で囲む）

- (1) 歩行能力（補装具なしで）：正常に可能
 （2 km、1 km、100m・ベッド周辺）以上歩行不能
 不能
- (2) 起立位保持（補装具なしで）：正常に可能
 （1時間・30分・10分）以上困難
 不能

計測法

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
 下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果
 上腕周径：最大周径
 前腕周径：最大周径
 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
 下腿周径：最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT)

(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()
() 前屈		後屈 ()		
() 前屈		後屈 ()		
右		左		
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 外転		内転 ()		外転 ()
() 外旋		内旋 ()		外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 回外		回内 ()		回外 ()
() 掌屈		背屈 ()		掌屈 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 外転		内転 ()		外転 ()
() 外旋		内旋 ()		外旋 ()
() 屈曲		伸展 ()		屈曲 ()
() 底屈		背屈 ()		底屈 ()

備考

注

1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
3. 関節可動域の図示は $\leftarrow \text{-----} \rightarrow$ のように両端に太線を引き、その間に矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線 (〰) を引く。
4. 筋力については、表 () 内に ×△○印を記入する

×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2 該当)

△印は、筋力半減 (筋力3 該当)

○印は、筋力正常又はやや減 (筋力4、5 該当)

5. (PIP) の項母指は (IP) 関節を指す。
6. DIPその他手の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
7. 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 前屈 後屈 (△)